

「来てふくしま体験住宅提供事業」 Q & A

令和6年4月15日
建築住宅課

【使用許可対象者関係】

- Q 1 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故等により、避難している場合も対象となるか。
A 1 帰還は対象となりません。
- Q 2 単身者も使用できるか。
A 2 単身者でも要件を満たす場合は使用できます。
- Q 3 県外から県内の大学に通学しており、卒業後は県内に住むことを検討しているが使用できるか。
A 3 移住を検討されている方で要件を満たす場合は使用できます。
- Q 4 県外から県内の大学に進学し、現在は県内に住んでいるが、卒業後はそのまま定住することを検討しているが使用できるか。
A 4 移住を検討されている方で要件を満たす場合は使用できます。
進学前に県外に居住していた証明は、住民票に従前の住所を記載し提出してください。（住所を異動していない場合は必要ありません）
- Q 5 現在、県外に住んでいるが、住民票は福島県にある。申請は可能か。
A 5 移住を検討されている場合は、様式2の提出書類に併せて県外居住を証明する資料（現在居住している賃貸住宅の契約書の写等）の提出が必要になります。
- Q 6 以前に県営（市町村営）住宅に居住していたことがあるが使用できるか。
A 6 県営（市町村営）住宅の居住実績の有無に関わらず、要件を満たす場合は使用できます。
- Q 7 移住を断念した場合は、罰則等はあるのか。
A 7 罰則等はありません。
- Q 8 移住のために使用したいが、週末のみの使用は可能か。
A 8 可能ですが、要件となる実施要領4（7）、（8）を行う必要があります。
- Q 9 過去に本事業を利用しているが、再度申請することは可能か。
A 9 本事業の要件を満たし、過去に使用した県営住宅が存する市以外の県営住宅であれば申請可能です。また、その場合の使用期間は実施要領6（2）のとおりです。

Q10 一度使用した後、他の地域を体験してみたいが複数回申請可能か。
A10 使用した県営住宅が存する市以外の県営住宅であれば申請可能です。
また、その場合の使用期間は実施要領6（2）のとおりです。

Q11 期間終了後、引き続き居住することはできるか。
A11 居住することはできません。

Q12 延長は複数回可能か。
A12 可能です。様式1、5、7を提出してください。

Q13 申請者を変更することは可能か。
A13 できません。

Q14 申請者が使用せず、同居者だけで使用することは可能か。
A14 できません。

Q15 入居中に60歳となった場合はどうなるか。
A15 引き続き使用頂けます。希望する場合は延長も可能です。

【使用許可関係】

Q16 事前に住戸内を見学したいが可能か。
A16 可能です。希望する団地がある県建設事務所にご相談ください。

Q17 3か月未満で退去できるか。
A17 転勤、結婚、離婚等のやむを得ない場合を除き、原則、3か月以上です。

Q18 やむを得ず使用期間未満で退去する場合、どのような手続きが必要か。
A18 行政財産使用許可変更申請書（様式5）を提出し、使用期間の変更を申請してください。ただし、使用料は返還できません。

Q19 使用する人数が増える（減る）が変更申請は必要か。
A19 必要です。行政財産使用許可変更申請書（様式5）と、人数が増える場合は同居者となる方の住民票（申請日から3か月以内に発行されたもの）を提出してください。

Q20 緊急連絡人を変更する場合、変更申請は必要か。
A20 必要です。行政財産使用許可変更申請書（様式5）、緊急連絡人届出書（様式4）及び添付書類を提出してください。

Q21 申請は郵送やメールでも可能か。
A21 可能です。

Q22 報告書（様式7）の「3 SNSでの情報発信内容」は別にプリントアウトした

ものを添付しても良いか。

A22 具体的に情報発信内容が分かるものであれば構いません。

Q23 Wi-Fi 設備とはどのようなものか。

A23 Wi-Fi 設備とは置き型のホームルーターです。(コンセントに指すだけで使用可能なもの。工事不要、プロバイダ不用のもの。)

使用方法によっては速度制限が付く場合があります。

Q24 令和6年度の募集期間はいつからいつまでか。

A24 令和6年4月15日から令和7年3月31日までですが、予算額に達した場合又は提供予定住戸数に達した場合は募集を打ち切ります。

Q25 延長は3か月単位とあるが、3か月未満となる場合は、延長できないのか。

A25 3か月単位となるため、3か月未満になる場合は延長できません。

Q26 使用料を納付すれば直ちに鍵を引き渡してもらえるのか。

A26 確認には納付後3日程度を要しますが、領収書の写しを提出していただければ鍵の引き渡しは可能です。

【費用負担関係】

Q27 使用料以外の共益費、自治会費、駐車場使用料はいくらか。

A27 使用する団地毎に異なりますが、概ね共益費1,000円/月、自治会費500円/月、駐車場使用料2,000円/月程度です。詳しくは、各建設事務所に御確認ください。

Q28 浴槽、風呂釜又は給湯器のリース費用はいくらか。

A28 団地毎に異なり、「来てふくしま体験住宅提供事業」のホームページに、概ねの金額を記載しておりますので、ご確認ください。

Q29 月の途中から使用する場合、使用期間はいつまでか。

A29 使用許可日からの計算となります。例えば5月15日から3か月の使用を開始した場合、8月14日までです(月の日数は考慮しません)。

この場合、使用期間が4か月にまたがるため、使用料は4か月分となります。

Q30 月の途中から使用開始し、使用期間を延長した場合の使用料はどうなるか。

A30 追加で使用する月分の使用料となります。

例)

当初使用期間 5/15～8/14：4か月分の使用料

変更使用期間(延長) 8/15～11/14：3か月分の使用料

※8/15～8/31の使用料は8/1～8/14の使用料(1か月分)に含まれる。

実質9、10、11月の3か月分となります。

- Q31 実施要領6（1）キの「使用期間に応じた額」とはいくらか。
- A31 ・使用期間を3か月、家財等の提供有とする場合
○各月の1日から使用開始する場合 : 30,000円（10,000円×3か月）
○各月の1日以外から使用開始する場合 : 40,000円（10,000円×4か月）
※使用期間は4か月にまたがるため。
- ・使用期間を3か月、家財等の提供無とする場合
○各月の1日から使用開始する場合 : 15,000円（5,000円×3か月）
○各月の1日以外から使用開始する場合 : 20,000円（5,000円×4か月）
※使用期間は4か月にまたがるため。
- なお、使用料は一括納付となります。

- Q32 実施要領6（1）シの「使用期間に応じた額」とはいくらか。
- A32 延長の場合 : 30,000円（10,000円×3か月）（※家財等提供有）
15,000円（5,000円×3か月）（※家財等提供無）
- なお、使用料は一括納付となります。

【情報発信関係】

- Q33 福島の魅力について情報発信とは具体的にどのようなものか。
- A33 食、人、温泉、祭り、観光地など福島の魅力を情報発信することです。
- Q34 SNSとは何か。
- A34 フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、インスタグラムなどを想定しています。
- Q35 SNSの発信の回数にノルマはあるか。
- A35 2回/月以上です。
- Q36 SNSの発信を怠った場合、罰則等はあるのか。
- A36 罰則等はありませんが、使用許可の取消しとなる場合があります。また、使用許可期間の延長はできません。
- Q37 SNSの発信について、申請時と異なるアカウントで投稿したい場合はどうすれば良いか。
- A37 行政財産使用許可変更申請書（様式5）を提出してください。
- Q38 SNSのプライバシー設定を公開にするため、新たにアカウントを作成しても良いか。
- A38 良いです。
- Q39 SNSのアカウントについて、事情により使用できなくなってしまった場合はどうすれば良いか。
- A39 別のアカウントを利用する、新規にアカウントを作成する、別の種類のSNSを利用する等により、引き続き発信を行ってください。その場合は、行政財

産使用許可変更申請書（様式5）を提出してください。
なお、可能な範囲において、当初のアカウントによる発信内容の記録を保存し、必要に応じて確認できるようにしておいてください。